

徴兵保険、何をイメージしますか。そんな保険があるのかと訝しく感じられる方も多いのではないのでしょうか。

言うまでもなく、徴兵制度は、国家が強制的に国民を一定期間軍隊に徴集する制度である。明治 6 年 (1873) 年に国民皆兵を目指す徴兵令が発令され、のち兵役法となった。大日本帝国憲法には兵役の義務が盛り込まれていた。欽定憲法下での三大義務の一つであった「兵役の義務」は現憲法下では認められていない。今は納税、勤労、教育の義務を(新)三大義務と言う。

徴兵制は、政府の統一解釈では、憲法 13 条或いは 18 条の趣旨に鑑み憲法の許容するところではなく、違憲であるとしている。本来崇高な使命であるべき国防の義務が、憲法の条文上は苦役云々、或いは個人の尊重の観点から議論されているが、果たしてそうなのだろうか？ 兵役制度をどうするかは極めて高度な政策の問題ではないだろうか。

勿論私も、将来徴兵制度やそれに類する仕組みが必要だなどと言う積りは毛頭ない。現代の戦争に鑑み、徴兵制度が適当な政策ではないからそれを採用しないのだと考えるべきではないだろうか。このようなことを述べると、では政策としては徴兵制を採り得るのか採るべきだと述べているのかとお叱りを受けそうだ。神学論争を引き起こすかもしれないが・・・

「閑話休題」 タイトルの話題に戻ろう。徴兵保険なる保険を知る人は保険会社の者ならいざ知らず、一般の方には何のことやら、ちんぷんかんぷんだらう。実はかく言う小生も保険会社の禄を食む者であるが、全く解らなかつた。そこで当社の資料センターに赴き文献等で調べてみた。その結果を紹介したい。

## 1 徴兵保険の着想

時は日清戦争による、軍事思想の高まりの中で、徴兵保険の着想が生まれた。徴兵検査に合格して兵営に入営する者とそうではない者との間に経済的な格差が生じるのは歴然たる事実であり、一家の働き手が入営することは相当な痛手であった。従って、この間の不公平さを緩和する救済策として兵役保険や義済金の名目で若干の給付を行うようなものがあつた。

東邦生命 80 年史には、「徴兵は国民の義務であるとはいえ、実際に入営服務する者は 3.4 年は家業に努めることが出来ないばかりか、入営中の諸費用も官費だけではまかなえず、毎月若干ずつを各家庭から送金するのが実情である。入営する者としなない者との間に非常な不均衡があるので、安穩に家庭業務に従事しているものから一定の金額を醸出させ、これを兵役に服する者に与えて入営者のねぎらいとしたい。」と着想を記している。この成田氏の着想を著名な栗津法学士に相談した。

## 2 徴兵保険会社の設立

成田氏等の要請を受けた栗津博士は、類似保険である兵役保険等を参考にし、入営率からも保険としても適当であるとの判断をして、保険を設計した。

このように徴兵保険の創設は一村吏(成田氏)の着想が一学士(栗田)の学識と創意による学理的基礎を得て結実した異色のケース(80 年史から)であつた。

明治 29 年 11 月に徴兵保険株式会社設立に漕ぎ着けたが資金難のため涙を呑んだ。然しながら、2 年後の明治 31 年(1989)に「徴兵保険株式会社」設立となり、5 月から営業を開始した。

### 3 保険内容

開業当時の保険内容は次の通りである。

●被保険者の加入年齢：1歳から15歳、 保険金：最高3,000円、最低100円

●保険金及び払戻金

甲種 徴兵当選者：保険金の全額、落選者及び死亡者：既払込掛金の全額

乙種

徴兵当選者：保険金の全額、落選者：保険金の半額 死亡者：既払込金額の全額

●解約者に対しては、保険料払込の年数により、既払込掛金 9/10 から 5/10 の割合で払い戻された。

尚、第一徴兵保険会社の皇紀 2600 年(昭和 15 年)記念の徴兵保険の支払い条件は次の通りである。

・抽選による現役兵 ・抽選外による徴収の現役兵、・補充兵として教育招集に応じた時、・幹部候補生として入営 ・短期現役兵として入営 ・現役志願兵として入営・海軍志願兵令により志願兵となったとき ・陸海軍の兵籍にせらるべき学校に入学したときまたは陸海軍委託学生、生徒となったとき ・陸軍補充令により見習士官となったときまたは海軍武官任用令により中少尉もしくは少尉候補生となったとき  
保険料は、一払い 276 円 70 銭、このほか 7 年払い、10 年払いも設定されている。

### 4 徴兵保険会社の設立と消滅

徴兵保険会社としては、帝国徴兵等数会社が設立され、大阪生命も徴兵保険を営業保険種目に加える計画があったが、これらの会社は、業績不良で消滅し、日露戦争当時徴兵保険を営業していたのは、徴兵保険株式会社一社（第一徴兵のみ）だけであった。

徴兵保険の経営が困難を極めたのは、一般の生命保険以上に募集が容易でない、歴史が浅く実例を示しえなかった、入営者の多い農村での保険思想の普及芳しくなく、都市部では入営割合が低く関心が薄かった等の原因があった。

然しながら、日露戦争によりこの保険の必要性が一層世間から認識されるようになり、その後徴兵保険は急激な発展を成し遂げたので、新規会社の設立が始まった。

### 5 徴兵 4 社の変遷

設立された徴兵保険会社の盛衰は以下の通りである。（生保各社変遷図から）

- ① 徴兵保険会社→第一徴兵保険に改称(T14/1)→・・・東邦生命(S22/10)→・・・AIG エジソン(H16/1)
  - ② 日本徴兵保険(M44/9)→・・・大和生命に改称(S20/10)→・・・(合併等)・・・大和生命
  - ③ 国華徴兵保険(T11/7)→(合併等)第百徴兵保険に改称(S16/12)→・・・マニユライフ生命(H13/9)
  - ④ 富国徴兵保険(T12/9)→(改称)富国生命保険(相)(S20/10)
- 参考までに、昭和 2 年の新契額及び占有率は次の通りである。

第一徴兵	5, 1 3 8 万円	4 0 %
日本徴兵	2, 4 4 3 万円	1 9 %
国華徴兵	1, 3 7 3 万円	1 1 %

富国徴兵	3, 7 6 7 万円	3 0 %
------	-------------	-------

#### 6 徴兵保険官営論

大正末期頃から、入営しない者に兵役代償税とも称すべき税を課すべしとの論が起こった。これに対し、陸軍は、入営する者としていない者とを問わず国民が等しく国防に参加し、また貧困な入営者を援助する制度として官営保険を計画した。が、実現には至らなかった。

#### 7 徴兵保険の終了と事後処置

終戦によって徴兵保険は存在意義を失った。徴兵保険各社は、新日本生命、大和生命、第百生命、富国生命と社名を変更した。

既契約の取り扱いは、特殊生存保険と名称変更して転換する。保険料は従来どおり。特殊生存保険の保険金額は、『払込保険料合計額に、(徴兵)保険金と払い込み保険料合計額との差額に100分の23を乗じた額を加えた額』とした。その他の事項は略する。

(参考：生命保険業100年史論 宇佐美憲治著、東邦生命80年史、各種HP)